



就学支援金制度このままでいいの？

＊＊就学支援金制度とは＊＊

昨年8月に発行のおきがくろうニュース No 376で就学支援金制度についていろいろ疑問や問題点について話しました。今回は、その続きです。

＊＊2020年度4月改正就学支援金制度＊＊

現在の就学支援金制度は県民税・市町村民税両税の所得割合計額が、50万7000円未満の世帯が支援金の対象となる『所得割額』を基準としていました。しかし2020年度4月より『課税所得額』が基準となり、50万7000円未満の課税所得世帯が支援金の対象となります。

それは、給与所得から扶養控除や社会保険料控除などを差し引いてその値に税率をかけて算出した『課税所得額』から最後に住宅ローン控除やふるさと納税額等を差し引いた『所得割額』で支援金対象の有無を判断していたわけです。

つまり、今までは所得割額50万7000円以上で就学支援金制度に該当しなかった世帯が、住宅ローン控除やふるさと納税等利用により所得割額を少なくなることで対象となっていた世帯が就学支援金制度の恩恵を受けることができな

くなったわけです。(左下図表参照)

また今回の改正では、私立高校に通っている年収約590万円未満の世帯の生徒を対象に、支援加算額が引上げられたことも明記されています。

実は私にも高校生の子供がおり、年収に対する所得割額だけでは就学支援金の対象外でありふるさと納税制度を活用し就学支援金対象世帯としていた為、今回の改正は残念ではありません。

同じ年収でふるさと納税や住宅控除等を利用した世帯が支援金該当で、利用していない世帯が支援金対象外というのは不公平感がある、というのならまあ仕方のないことではあるけれど。

納得いかないのは2019年のふるさと納税寄付受付は終わっているので、せめて2019年の寄付が影響する2020年度は改正せず2021年度から実施であれば納得できるのですが・・・。後出しじゃんけんのようにあまりすっきりしません。

＊＊マイナンバー制度活用＊＊

前記の通り就学支援金制度が2020年度から改正されますが、2019年度より就学支援金申請の際に、一度マイナンバーを提出すれば今後高校卒業までは課税証明書の提出を省略できるという手続きの簡素化が進められています。

マイナンバーは国民一人一人に12桁の番号を割り振り、その人の年収や納税を紐付けすることにより行政手続きを簡素化するために2016年にマイナンバー法により施行された制度です。便利である反面、マイナンバーを管理する側の責任は重く情報漏洩等がおきないか懸念されます(神奈川県内部データ流出、年金機構の再委託情報漏洩など)。マイナンバー利用による行政手続き簡素化や利便性を追求するあまりに大切な情報保護策が追いついていないように感じます。

住民税図式

給与収入	給与所得控除	※所得控除	※1 税率	※2税額控除
	給与所得			
※ 所得控除は基礎控除・扶養控除・社会保険控除等 ※1 税率は10% (県4% 市6%) ※2 税額控除は住宅ローン控除・ふるさと納税等				

また就学支援金認定において、マイナンバーを学校に提出している世帯でもスムーズにいかないケースもあります。親権者が確定申告をしていないケースです。通常就学支援金申請の際に保護者よりマイナンバーを提出してもらい学校でとりまとめ県に申請します。その後県は市町村とマイナンバー情報を利用し情報連携を行います。県と市町村の情報連携の結果はすぐに学校現場に来ることはなく、2・3月後に来るかどうかです。

以前のように就学支援金申請の際に、親権者の課税所得証明書を提出させていけば、課税所得証明書の提出のない世帯に連絡を取り、もし親権者が確定申告していなければすぐに確定し課税所得証明書を提出するように伝えることができました。しかし現行のマイナンバーの情報連携まちだと、おおよそ2・3ヶ月後に情報連携エラーの報告が県より学校にあり、その後学校から保護者に連絡を取り確定申告するようにと連絡することになるので、以前よりかなりの時間のロスになります。

また親権者の中には以前マイナンバー出しているのに何で課税所得証明書を提出しないといけなの？初めから提出させればいいさと言われることもなるので歳入担当者も大変です。

しかも就学支援金該当者であればいいのですが、もし該当しない世帯であれば、これまでの授業料未納分をまとめて徴収することになるため保護者（親権者）の負担やそれを徴収する学校側は対応に思慮します。結局以前のようにはじめから親権者に対して課税証明書の提出も依頼していた方が2度手間にならないのではないかと思います。

** 支援金申請時の嫌なこと **

また支援金の所得の確認は保護者ではなく親権者に対して行うことが定められています。

例えば離婚して生徒が母親と暮らしているが、親権を父が取り生徒の養育費を送金している場合は、(私)「父親の課税証明書を取ってきてください」というしかありません。(母)「顔も見たくありません」(私)「そこを何とか」、(母)「DV

もあります」(私)「それでしたらお母さんを生計維持者とみなして、お母さんのだけの課税証明で結構です」などのやり取りや、その他の例では親権はあるけどアルコール依存症でとか、収監されているとか、どうしてこんなプライベートなことに首を突っ込まれるのか納得できません。申請時に混雑している窓口に来ている生徒に、(私)「おばあちゃんに育てられているんだ。お父さんとお母さんはどうしたの?」「離婚して親権はどっちにあるの?」「お母さんにあるんだ。お母さんは生活費とか入れてくれるの?」「だからおばあちゃんに育てられているんだ(納得)」などのやり取りを、他の人が聞いているような事務室の窓口でプライバシーそっちのけで聞く権利などあるのでしょうか?

** オンラインによる就学支援申請 **

次年度よりオンラインによる就学支援金の申請（所得入力などの一部分）もあるようです。現在の申請の流れとしては、紙文書により親権者から学校に提出がありそれを県がまとめて国に申請します。この煩わしさを少しでも解消するために親権者が自宅パソコンから e-shien（国のシステム）にログインし就学支援金受給資格認定を申請するかどうか、また、所得関係等も入力してもらうこととなります。

就学支援金導入当初から、親権者自身によるオンライン申請の話がありましたが、全世帯が自宅にパソコンがあるわけもなく（あってもネットにつながっていなければ申請もできない）親権者の負担増にならないか疑問です。申請の際に、親権者の情報が漏れないか、親権者が所得を正しく入力できるかなどいろいろな課題が今後出てくるのが容易に想像できます。就学支援金制度を続けていく事によって生徒・親権者・就学支援申請事務に関わる事務方など疑問や手続きの煩わしさを感ぜさせるこの制度を続けて良いのでしょうか?

沖学労は所得制限を設けずに、分け隔てなくみんなが平等に教育を受けることができ、結果として経費削減にもつながる高校無償化をめざしていきます。